

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年6月21日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時41分 散会

付託事件

議案第55号、議案第56号、議案第64号（ただし、別表中歳出を除く）、報告第27号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第28号（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）、報告第33号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（ただし、別表中歳出を除く）
- ④ 報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））
- ⑤ 報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））
- ⑥ 報告第33号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）

(2) 陳情審査

- ① 令和元年陳情第3号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情
- ② 令和元年陳情第4号 道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君

国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保 克哉 君	秘書課長	川上 悟 君
政策企画課長	長谷川 昌人 君	交通政策課長	須藤 文彦 君
情報政策課長	北條 佳孝 君	みとの魅力 発信課長	沼田 誠 君
国体総務課長	村沢 晶弘 君		
総務部長	荒井 幸 君	総務部参事兼 人事課長	天野 純一 君
総務法制課長	上垣外 泰之 君	行政改革課長	熊田 泰瑞 君
中核市移行 推進課長	宮川 孝光 君	財産活用課長	谷津 茂男 君
財務部長	園部 孝雄 君	税務事務所長	小川 喜実 君
財政課長	梅澤 正樹 君	契約検査課長	青山 和夫 君
市民税課長	安里 裕行 君	資産税課長	関根 豊 君
収税課長	佐々木 信也 君		
市民協働部長	鈴木 吉昭 君	市民協働部 副部長	横須賀 好洋 君
市民協働部 技監	大和 直文 君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	太田 達彦 君
市民生活課長	小川 邦明 君	防災・危機 管理課長	小林 良導 君
文化交流課長	三宅 陽子 君	新市民会館 整備課長	篠原 芳之 君
スポーツ課長	柏 直樹 君	男女平等 参画課長	石塚 美也 君
市民課長	高安 正紀 君		
生活環境部長	川上 幸一 君	生活環境部 副部長	佐藤 則行 君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原 勤 君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤 利光 君
環境課長	林 栄一 君	衛生管理課長	渡邊 徳子 君
廃棄物対策 準備課長	亀井 俊道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田 正一 君
会計管理者兼 会計課長	小田木 義弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	石田 顕男 君		

監査委員 綿引信明君
事務局 長

監査委員 和田隆君
事務局 次長

議会事務局 小嶋正徳君
局長

議会事務局 関谷勇君
次長兼
総務課 長

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 永井直人君

書記 島田祐輔君

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第55号ほか5件、それに陳情2件であります。

この際、当委員会に付託となっております議案第55号ほか5件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 昨日の報告第27号の説明におきまして、上大野小学校長寿命化改良事業の工事案件を9月予定と申し上げましたが、12月予定の誤りでございました。まことに申しわけありません。訂正させていただきます。

○小泉委員長 それでは、各議案等については、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決方法は挙手によりお願いいたします。

なお、議案第64号、報告第27号及び報告第28号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例についてであります。軽自動車税に係る軽減やたばこ税の改正については賛成をいたしますが、法人市民税に関する改正にかかわって反対をさせていただきたいと思っております。消費税の増税によって、地方自治体の税収格差が拡大をする。それが深刻化する一方で、本来、地方交付税制度を通じて国が負うべき自治体の財政調整の責任を、主に都市部、一部の自治体に押しつけるものであるというその仕組みについて、国会においても我が党は反対いたしました。地方交付税のあり方問題として賛同できないので、反対をさせていただきます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第55号について採決いたします。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は提案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

須田委員。

○須田委員 まず、1点目として、日本全体が景気の回復を求めて全体的なデフレスパイラルを逆に回している時期でありますので、そういう意味では、公約として市長が当選したわけでありますから、その部分は仕方がないにしても、それがほかのものたちにも波及しないように。例えば、市の職員の役職手当やら、そういうものに対しても、今後は、市長の公約は自分の報酬だけでしょうから、そういう意味では、ほかのものには波及しないような形で今後の予算編成をしていただきたいという意見をつけさせていただきたいと思っています。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので……

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 56号について、同意見なもので。1人だと意見を付して、可決することになるんでしょうけれども。ただいま、市長の給料の原案に対しては、賛成であります。しかし、市長以外の市の執行部に対して減額することは認められない。これを意見として付してください。

○小泉委員長 ただいま、福島委員より御意見いただきました内容につきましては、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第56号について、採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（ただし、別表中歳出を除く）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第64号について採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））及び報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く））につきましては、関連する議案でありますので、一括して裁決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第27号及び報告第28号について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第27号及び報告第28号について採決をいたします。

報告第27号及び報告第28号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第27号及び報告第28号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第33号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

高倉委員。

○高倉委員 報告第33号について、賛成の立場でちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の件については、総務省の指定の運用についての改定に伴った税控除の変更ということで受け止めております。このふるさと納税制度なんですけれども、私自身も、これまで税の原則、公平、中立、簡素という、そういったものに照らし合わせると、いろいろ課題のある制度だなという、そういう認識があったわけでございますけれども、全国で返礼品について競争が過熱して、いろいろ3割を超えてしまったりだとか、地場産品以外のものを返礼品にしまったりだとか、そういったものを是正するというで、今回のこういう措置になったのかなと思います。

やはり、本来のふるさと納税の制度に沿った、指定の自治体を応援するという、寄附の趣旨に沿った制度になるように、私も願っています。水戸市においても、今後、この改正に伴って、しっかりと、また適切な運用に努めていただきたいと思います。それだけ、意見をさせていただきたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第33号について採決いたします。

報告第33号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第33号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。

委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小泉委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました陳情は2件であります。

それでは、初めに、令和元年陳情第3号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情を議題とします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読をいたさせます。

なお、先例・申し合わせにより、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取り扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、事務局お願いします。

○**事務局** 朗読させていただきます。

平成31年4月19日、虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情。

陳情趣旨。

平成28年11月15日午前9時ごろ、陳情者の住宅の前の道路側溝に突然ごみ集積所が設置された。家庭ごみ集積所申請書は、清掃事務所が受理後に虚偽の申請書であることが判明した。そして、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していないと清掃事務所の次長は証言した。さらに、清掃事務所の所長は移設することになると証言した。この証言により、このごみ集積所は水戸市ごみ集積所として認められない。

しかし、現在、この集積所は利用され、ごみの収集も行われている。このことは、水戸市ごみ集積所設置要項違反、産業廃棄物処理法違反、道路法違反、道路交通法違反に当たる。議員さん、しっかりください。水戸市ごみ集積所設置要綱、第5条違反。近隣者6名全員の合意を得ていない。そして、土地所有者の承諾を得ていないことが判明した。そして、第10条違反。適合しなくなった場合は、申請者及び利用者は速やかに必要な措置を講じなければならない。しかし、これまで必要な措置をとらなかった。このようなことが認められるのなら、水戸市ごみ集積所設置要項は必要ない。

以上を踏まえ、下記事項により陳情する。

陳情事項。

- 1、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していない当該家庭ごみ集積所の移設をすること。
- 2、移設しない場合は、ごみの収集を取りやめること。

以上です。

○**小泉委員長** 本件につきましては、陳情提出者の方より、参考資料をいただいております。委員会に配付をして、審査の参考にしていただきたいと思いますと思いますが、配付させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これより、事務局から配付させます。

〔資料配付〕

○小泉委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 陳情第3号についてなんですけど、ちょっと私も今回、総務環境委員会のほうに今回から入ったもので、3月に、同様の陳情が出されたということでありまして、このときは不採択にされたということで、やはり、議論されて、不採択としたということがあるのかなと思うんですけど、ちょっと、私も今回初めてこの書面を拝見して見たんですけども、この陳情者の住宅の前の道路側溝にごみ集積所が設置されたということでもありますけれども、ちょっとこの文面だけでは、このごみの集積所の状況というのはちょっと把握できないんですが、この陳情者の自宅の前、例えば玄関の前とか、そこの道路の側溝にこういった集積所があって、例えば出入りに支障が生じているとか、歩行に支障が生じているとか、そういうことなのか。ちょっとここでは読み取れないんですが、ちょっとここの状況をもしわかれば、教えていただければと。

○小泉委員長 齋藤清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 陳情者が言っております集積所については、陳情者のはす向かい、斜め向かいの道路の自宅の中に集積所を設置しているものでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。そうしますと、道路を挟んではす向かいということは、この方の家の直接真ん前にあるとか、そういうわけではないということですよ。

この中で、いろいろな集積所設置要項違反であるとか、産業廃棄物処理法違反だとかに当たるということをここで述べられているんですが、そういった事実があるんですか、現実的に。

○小泉委員長 齋藤清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 ごみ集積所の設置につきましては、ごみ集積所設置申請書に基づき、集積所の位置、それから、地権者の同意、近隣者の同意、その辺を得ているのかどうかということに記載されている書類で申請していただきます。その中で、申請主義でございますので、その内容を口頭で確認し、受理して、現地確認をした後に収集を開始している状況です。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、市のほうではきちんと申請の手続にのっとり、受理して、それで設置がされたということでもありますよね。ということは、特に違法な点はないんだと、そういうことでよろしいですね。

それであれば、前回、今、福島委員もおっしゃっていましたが、前回も不採択にされたという根拠になるんですけども、改めて、今回陳情が出てきたんですけども、その後、何か状況が変わったとかそういうことがあって出てきたのか、それとも変わってはいないのか。ちょっとそこを確認させてください。

○小泉委員長 齋藤清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 3月の陳情を審査していただいた後については、特に変化はござい

ません。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。じゃ、特に変化もないということであれば、やはり、この委員会で一度判断が下されたということであれば、改めて違う判断を下す必要もないのかなということも思うんですが、今日この採決をするのかどうか、また、ちょっとほかの委員さんの御意見も聞きたいと思うんですが、私は、そうであれば、もう採決していただいても結構かなと思います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 同様の趣旨で、そこに道交法の問題が出てきたとか、道路法の問題が出てきたと思われるものなんですけれども、基本的に水戸の行政というのは、いかに利便性を向上させてあげるか、ということに主があると思うんですよ。どういうふうにも解釈できる、どちらとも言えないとか、そういう部分に関しては、できるだけ市民が便利になるようにしてあげたいというのが当然の趣旨、そして、そこに出すことの設置要項、前の委員会のときに設置要項に一部疑義が生じたよと言いながらも、もう裁判で結果が出ていた。その裁判では、大丈夫ですよ、そうなっても、それは認められますよということになっています。

また、この前回の陳情にも、さらに増して、この陳情の文章を読むと、何が目的とされているのかなと、市民のための向上意識なのかなというよりも、例えば、「議員さん、しっかりしてください」とか、まるでばかにしたような、やはりこの趣旨は、恐らくおもしろくないからと私は捉えてしまうんですよ。みんなが幸せになろう、便利になろうというよりも。おもしろくないなど、だから何としてでも、法律をかざしてそういうのは取りやめてやるんだと、そういうふうには捉えられちゃうんですよ。前回、議会で不採択にされたら、もう一回出せるのは当然だし、出せると思いますし、出してくるのは当たり前ですけども、まるでそういう意味では、市民のために私はなっていない、市民のためになるような陳情ではないと私は考えますので、今日採決していただいて、3月のときには不採択となりましたけれども、その後には道交法とか道路法とか出てきましたけれども、こんなもの、道交法とか道路法で認めるか認めないかなんて始まったら、これこそ水戸市全体のごみ行政に影響を与える、悪い部分になっていくと思うんで、こここのところで、ぜひ採決をしていただいてというふうに思っていますんで、よろしくお願いします。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 いわゆる御近所間のトラブルが深刻化している事例として、本当に残念な状況なのかなというふうな感想は持っているんですけども、前回、1月の陳情は委員会でも不採択とされ、本会議でも不採択になったわけですけども、そのときには撤去を求める陳情だったんですよね。でも、今回移設ということですが、趣旨はほぼ一緒なんだけれども、要するに、私も総務環境委員会が初めてなので、一応確認しますけれども、いわゆる近隣の方の同意がなされていない、それが設置要項違反であって、したがって集積所としては不適切なものであるという主張を一貫してされているんだと思うんですけども、陳情者からいただいたということで、今日初めて私も目にしたこの申請書と、それから、清掃事務所が陳情者にお答えになった文書が提出されていますけれども、要するに、市の見解としてはどうなのかということを確認したいんですけども、利用者及び近隣者の合意があることというふうなことで、この申請書そのものには承諾を受けましたかと、はいと、近隣者の合意がありますか、はいというふうに丸が書いてある。これについては、要す

るに妥当なものだと市としては捉えているのか、それとも問題があったと捉えているのか、その点をまず、確認したいと思います。

○小泉委員長 齋藤清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 家庭ごみ集積所の申請書の中で、近隣の同意を得ているかということにつきましては、近隣の規定というのは特にございません。その中で、住宅密集地、それから、郊外というところになれば、条件が違うと思いますので、要項においてはきちんとした近隣者の規定は定めておりません。

それと、私どもとしては、今回の申請については、本人からも承諾を得ている。なおかつ、妥当な申請だと清掃事務所としては判断いたします。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、陳情の中で、趣旨の中で書かれている設置要項違反というのには当たらないということが言えるのかと思います。

それから、産業廃棄物処理法違反ということなんだけれども、基本的に家庭ごみなので、産廃ではないだろうというふうにこれは理解をします。

それから、道路交通法違反というふうなことで、これ、もう一方の陳情の関係でもそういう指摘が出ているんですけども、これについては、市はどういうふうに考えていますか。

○小泉委員長 田中委員、道交法のほうに関しては、次の陳情のほうになりますんで。

○須田委員 1つ目の陳情にも、道交法と道路法の違反の文言が入っているんですよ。1つ目の陳情にも載っている。

○小泉委員長 じゃ、恐れ入ります。齋藤清掃事務所長、答えられますか。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 今回、陳情に上がっています集積所については、自宅の敷地の中に入っています。それから、道交法違反については、交通の妨げにならない範囲で、例えばごみネットを利用してごみを出すことは、継続して道路を占用を行っていることとは解さないことから、道路占用許可事項に該当しない旨、道路管理課に確認をしております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

この指摘にある要項だとか、産廃処理法違反だとか、道路法違反、あるいは道路交通法違反ということについては、その指摘は当たらないというふうに私も理解をいたします。そういう点で、今回の陳情にあるような、移設で解決するなら解決する手もあったのかなとは思いますが、ただ、問題としては、こういう法律だとか、要項違反という指摘が当たらない以上、当事者同士で解決すべき問題であって、議会が、どちらかの立場に立つわけにはいかないと思っておりますので、この陳情については、残念ながら賛同できないという意見を申し上げておきたいと思えます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、本陳情の取り扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「採決をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それではお諮りいたします。

令和元年陳情第3号を採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして採決いたします。

令和元年陳情第3号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の移設を求める陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者なし〕

○小泉委員長 挙手なしであります。

よって、令和元年陳情第3号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和元年陳情第3号についての審査を終了いたします。

次に、令和元年陳情第4号 道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、先例・申し合わせにより、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取り扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、事務局をお願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

平成31年4月19日、道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情。

陳情趣旨。

陳情者の隣地のごみ集積所も法律違反である。水戸市内の市道、県道、国道の車道及び歩道にごみ集積所が設置してある。特に歩道は、学童の通学や一般市民が使用するものである。ごみ集積所として使用する場合は、それぞれの道路管理者の許可を受けなければならない。市道、県道、国道の道路管理者は、これまで、ごみ集積所設置許可申請は1件もなく、道路法第32条により許可できないと証言した。

水戸市内のごみ集積所は、約1万1,000カ所ある。そのうち約6,000カ所は無許可で公道を利用し、ごみ集積所を設置して利用している。明らかに法律違反です。議員さんしっかりしてください。ごみ集積所を新規に設置する場合は、市に申請書を提出、受理後、清掃事務所の職員が設置の可否について現地調査し、その結果について、所内で上司の決裁を受け、ごみ集積所管理責任者に周知し、ごみの収集が始まります。この現地調査において、公道の有無について確認することになる。水戸市清掃事務所は法律違反を容認し、ごみ集積所を許可している。議員さんは現場に立って見てください。水戸市は、長年にわたり組織ぐるみで

道路法及び道路交通法の法律違反をしている。

以上を踏まえ、下記事項により陳情する。

陳情事項。

1、公道のごみ集積所を撤去すること。

2、水戸市ごみ集積所設置要項に基づくごみ集積所にすること。

以上です。

○小泉委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

須田委員。

○須田委員 結論としては一緒なんですけれども、私の捉え方からすれば、文章が、議員さんしっかりしてくださいとか、見に行ってくださいとか、見に行きましたよ。前回のとき、きちんと。こういうようなばかにしたような態度、それから、内容的にも、結局は今の見方からすると、何かおもしろくないことがあるから、何とか法律を使って、何とかしてやりたいと、裁判で負けたから、今度は議会に持ってくる。そういうような形だと思っています。そういう意味では、私はこれは市民の福祉向上になっていないような、こういうものをやること自体が、私ども総務の時間にも無駄だと思っていますので、もう採決をしていただきたいと思っています。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 私も立場は同じで、賛同できないと思っていますが、一つだけ聞きたいのは、1万1,000カ所あって、6,000カ所は公道なんだと、無許可という解釈については、違うという答弁が先ほどあったわけなんですけれども、ごみは収集しなければならぬ。これは自治体の責任としてあって、それは、生活していれば誰でも、ごみは出るわけなので、これをもし撤去してしまったら、困る市民がたくさん出ちゃうという現実があるわけなんですけれども、例えば自治体では、高齢者で遠くの集積所まで行けないから、ふれあい収集といって、自宅前まで集めに行くとか、そういうことまであるわけで、つまり、市民の利便を高める方に、自治体は働きをするべきであって、ごみ集積所を全部撤去というふうになると、これは大変なことになってしまうと思うんですけれども、そういうごみ集積所の、つまり自宅の前に出してもいい場所と、あるいは集積所の設置ということについては、住宅密集地と、あるいは、そうでもない場所と、いろいろと状況が違うと思うんですけれども、その辺は水戸市としてはどういう取り扱いをしているのか、その点だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

○小泉委員長 齋藤清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 ごみ集積所については、ごみは生活する中で必ず出るものでございますので、なるべく市民の利便性を高めるような形で、設置を認めていきたいということでおります。

その中で、集積場の位置が、バス停、横断歩道、交差点などに影響を及ぼす場合には、申請者に位置の再考を求めるような形はとっております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、本陳情の取り扱いにつきまして、いかがいたしましょうか。

〔「採決でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それではお諮りいたします。

令和元年陳情第4号を採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして採決いたします。

令和元年陳情第4号 道路法及び道路交通法違反であるごみ集積所の撤去等を求める陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者なし〕

○小泉委員長 挙手なしであります。

よって、令和元年陳情第4号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和元年陳情第4号についての審査を終了いたします。

以上で、陳情の審査を終わります。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

青山契約検査課長。

○青山契約検査課長 本年度の入札制度の改正内容につきまして、財務部契約検査課提出の資料に基づきまして、説明させていただきます。

1の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正内容につきましては、公共工事等の品質確保、下請業者等へのしわ寄せ防止及び建設業者が適正な施工体制を確保することができるよう、ダンピング対策の充実を図るため、対象金額の引き上げを行うものでございます。あわせて、さらなる工事の品質確保を図るため、低入札価格調査を受けた者との契約条件を追加いたします。

具体的な改正内容につきましては、アの低入札価格調査制度の対象につきましては、契約予定金額3,500万円以上の工事及び総合評価方式を適用する工事から、契約予定金額5,000万円以上の工事及び総合評価方式を適用する工事に改正するものでございます。あわせて、低入札価格調査を受けた者との契約条件に、現場代理人と主任または監理技術者との併任を認めないとする条件を新たに付するものでございます。

次に、イの最低制限価格制度の対象につきましては、契約予定金額130万円以上、3,500万円未満の建設工事及び、契約予定金額50万円以上の建設コンサルタント業務等から、契約予定金額130万円以上、5,000万円未満の建設工事及び契約予定金額50万円以上の建設コンサルタント業務等に改正するものでございます。

(2)の執行期日につきましては、本年8月1日でございます。

続きまして、2の特定建設工事共同企業体の対象工事の改正内容につきましては、適正な共同施工の体制を確保するとともに、工事の円滑な施工を図るため、近年の労務費等の上昇や消費税率の改定等を考慮し、対象金額の見直しを行うものでございます。

具体的な内容につきましては、土木一式工事につきましては、8,000万円以上から1億円以上に。建築一式工事につきましては、1億円以上から1億2,000万円以上に。設備等の工事につきましては、8,000万円以上から1億円以上に改正するものでございます。

(2)の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、参考資料となりますが、本年度切りかえとなる、有資格請負業者名簿につきまして御説明いたします。

更新となる名簿の有効期間は、本年7月1日から令和3年3月31日となっております。

各登録業種別の登録業者数につきましては、1の表を御参照願います。

また、名簿の更新に伴い、建設業の格付工種の総合数値につきましては、各格付ランク内の適正な競争性を図るため、図の表に記載のとおり改正するものでございます。

説明は以上になります。

○小泉委員長 それでは、内容について、御質問等がございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 今回の低入札価格の調査については、実績としてはどれくらい調査をした例があるのか、その点。また、この改正によって、それはやってみないとわからないですか、どういう予想でいるのか、もし見解があればお示しいただきたいと思います。

○小泉委員長 青山契約検査課長。

○青山契約検査課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

低入札価格調査対象につきましては、昨年度18件となっております。また、最低制限価格対象となっている案件につきましては、51件となっております。全体の執行件数の中の約17%程度となっております。今回の改正につきましては、最低制限価格5,000万円以下に設定することによりまして、的確なダンピング対策をさらに行うことができると考えての改正となっております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に平成31年第1回定例会における閉会中所管事務調査一覧表の写しを配付しておりますが、この内容のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、この際、今後の委員会の進め方についてお諮りしたいと思います。

議会改選前の総務環境委員会においては、執行部からの報告事項以外の点で質問がある場合には、事前に正副委員長への申し出をいただくことで、より効果的な委員会運営をされていたと伺っております。今後とも同様の方法で委員会を運営していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

須田委員。

○須田委員 おおむねそれで結構だと思っておりますが、そのほかに、例えば前の委員会のときに、どうしても緊急な案件、それに間に合わない、通告できないような案件があったときに、例えば伊藤元委員からどうしても緊急だというようなことで質問があったこともあったと思います。そういう意味では、緊急性がある場合には、それに限らないという部分で、ただ、通常の答弁はそうやってきちんといただくという形で、やわらかな形をお願いできればと思っておりますので、それで結構だと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、なぜ、事前にこういう質問をしたいんだという意味は、執行部の明確な答弁を求めるからなんです。議員は場当たりの何でも質問はできます。執行部は、明確な答弁でなければならないし、間違っただけはいけません。だから、緊急に何でもいいということじゃなくて、緊急事態があったとしても、賛同者を求めて質問をしていただくと、本来のように、その他の事項や何かで質問がある場合には、事前に委員長に申し出て、委員長が執行部にこのような質問があるから、明快な答弁をお願いします、こういう形で今までやってきましたんで、そのとおりにお願いします。

○小泉委員長 ただいま、須田委員、そして、福島委員から、御発言をいただきました。特に緊急の案件につきましてもの取り扱いについてですが、委員の賛同をいただいた上で発言、質問ができるという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、円滑な委員会運営のためにも、執行部におきましても、答弁の御準備をお願いいたします。

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、当委員会の7月の開催予定でございますが、7月9日を予定しております。9日につきましては、午前10時に開催し、出席説明員を除いた係長以上の役付職員の紹介、主要事務事業の概要説明、報告案件の説明及び質疑を行い、午後1時から開催予定の全員協議会が終了した後、所管施設視察を実施する予定でありますので、御承知お祈りいたします。なお、所管施設視察の視察先等、日程の詳細については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時41分 散会